

2016年8月26日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 川島 隆

人事院勧告などの賃金改善に係る団体交渉の申し入れについて

標記のことについては、団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、団体交渉を申し入れます。

つきましては、本学としての方針決定までに、十分な労使協議の時間を確保し、誠意をもって団体交渉の場を設けていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、要求に対する回答について交渉日の事前に提示されることを要請いたします。

要 求 事 項

1. 人事院勧告を最低水準としてこれを上回る賃金改善を行うこと。
 - ・不利益となる扶養手当の減額を行わないこと。
 - ・京都大学教職員給与規程について、「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない」とした独立行政法人通則法第50条の10第3項の内容を条項に挿入し、同規程附則第2項の「当分の間、本規程の別表第1から第6までに定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠する」との規定を削除すること。
 - ・給与規則改正に当たっては労働組合の合意を得ておこなうこと。

以上